

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 3 月 1 3 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 4 9 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 5 0 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 5 1 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第 5 2 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 3 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算
議案第 5 4 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算
議案第 5 5 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算
(報告第 8 号 予算審査特別委員会審査報告)
- 日程第 3 議案第 5 6 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 4 発委第 1 号 洞爺湖町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 5 選任第 1 号 議会運営委員の選任について
- 日程第 6 意見書案第 1 1 号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書
(案) について
- 日程第 7 意見書案第 1 2 号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書 (案) について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 7 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 0 番	石 川 諭 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経 済 部 長	若 木 涉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 長 次 長	原 信 也 君
総務課長	末 永 弘 幸 君	企 画 財 政 課 長	藤 岡 孝 弘 君
政策推進 課 長	野 呂 圭 一 君	住 民 税 務 課 長	後 藤 和 郎 君
子育て支 援 課 長	原 美 夏 君	介 護 高 齢 課 長	高 橋 憲 史 君
観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君	産 業 振 興 課 長	仙 波 貴 樹 君
建設課長	篠 原 哲 也 君	上 下 水 道 課 長	細 江 幸 恵 君
地域振興 課 長	兼 村 憲 三 君	農 業 振 興 課 長	片 岸 昭 弘 君
洞爺湖温 泉支所長	金 子 信 之 君	会 管 計 者 理 者	金 子 真 優 美 君
教 育 長	渋 川 賢 一 君	教 育 推 進 課 長	高 橋 謙 介 君
社会教育 課 長	角 田 隆 志 君	代 表 監 査 委 員	山 口 芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 久 志	書 記	阿 部 は る か
庶 務 係	木 村 暁 美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、7番、大屋議員、8番、大久保議員を指名いたします。

ただいま、石川諭議員から3月6日の会議における発言について、取り消したいとの申出がありました。

ここで、10番、石川議員より発言の申出がありますので、これを許します。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 私の一般質問の件で、個人名が出てしまったので、そこを削除したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） ただいま、石川諭議員から3月6日の会議における発言について、取り消したいと申出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、石川諭議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

◎議案第49号から議案第55号まで一括上程、委員会報告、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第2、議案第49号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から、議案第55号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

本件は、予算審査特別委員会の付託事件でありますので、予算審査特別委員会委員長から一括して報告を求めます。

板垣委員長。

○予算審査特別委員長（板垣正人君） それでは、読み上げて報告いたします。

報告第8号委員会審査報告書。

令和6年3月13日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

予算審査特別委員会委員長、板垣正人。

洞爺湖町議会令和6年3月会議において、本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記の

とおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名。

議案第49号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算、議案第50号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算、議案第51号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算、議案第52号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算、議案第53号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算、議案第54号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算、議案第55号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算。

2、審査日、令和6年3月8日から12日の3日間。

3、審査の結果。

議案第49号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第50号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第51号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第52号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第53号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

議案第54号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

議案第55号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（大西 智君） これで報告を終わります。

なお、予算審査特別委員会は議長を除く全員による委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

それでは、議案第49号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から1件ずつ討論と採決を行います。

まず初めに、議案第49号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算について、討論ありますか。

まず、本件に反対者の発言を許します。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 提案された令和6年度一般会計予算案について、反対の立場で討論します。

一般会計で79億円余り、特別会計、企業会計では約37億円という内容でありました。具体的政策を見ていきますと、新規事業の中で住民の方々からのご意見として反対すべきものが1件あり、その他のものについては賛成すべきものと受け止め、まちづくり総合計画と合致

すると感じられたところです。町を運営していくに当たって、やはり賛成すべきものと受け止めています。

そこで反対すべき事業としては、現在の地域交流センターを解体した跡地において、子育て支援センター及び合同保育所の複合化施設建設工事を予定していますが、現在の地域交流センターにおいては、洞爺湖町公共施設等総合管理計画の中で、施設の廃止、撤去等は住民の合意の上で進めると明記されておりますが、現在いまだに住民の合意を得ておりません。合同保育所については、計画が持ち上がった時点で住民は賛成しておりますが、複合化施設については明確な根拠が見当たらず、なぜ前の計画より現在の計画が縮小しているかが分かりません。ここが問題であると考えます。

従来、私の父の代から自治会標語、隣組、一人の不幸も見逃さないを掲げ、夏まつり、盆踊り、焼き肉などあらゆる機会を捉え、懇親の場として自治会員相互の意思疎通、連絡、相談、防災としての自治、自助、共助としての助け合い、特に足の悪い方や身寄りのいない方の避難誘導はもとより、避難援助を行うための交流の場として利用させていただいてきたところです。しかしながら、この地域交流センターが解体されてしまうと、こうした懇親の場として利用できる施設が失われてしまうため、町民の方々の声をお聞きしている者として賛成することができないものです。

他の予算については、総じて観光及び農業を軸にした経済対策、教育、道路、インフラ、除雪等、住民の暮らしを守ることを最優先としながらも、洞爺湖町の未来に明るく積極的に建設的なそんな予算編成であったと思います。未来に過度の負担をかけない健全財政の維持に努めていくとの方針も確認できました。

本予算審査特別委員会で委員の皆様から出た質疑等を踏まえ、より効果的な形の政策の執行をお願いしますとともに、町民の方々が政策を見ていることを踏まえて、反対させていた事業に対しては、しっかりと内容を精査していただくことをお願いしまして、本予算案に対する反対討論といたします。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第49号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第49号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について、採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、議案第56号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、追加議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第56号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億39万8,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越しして使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。最後のページでございます。

第2表、繰越明許費でございます。

3款民生費1項社会福祉費、障がい者システム改修事業で147万8,000円を繰り越しするものでございます。

この3月会議の追加の補正予算でございますが、障がい者のシステム改修事業でございます。本年4月1日から施行のものでございまして、報酬改定等に伴いまして改修が必要となっておりまして、しかしながら、システムの改修におきましては、国いわゆる厚労省から示される仕様書に基づきまして改修することとなるところでございますけれども、国の仕様書の公表が先月2月29日に示されたところでございまして、それからということで、先般広域連合ともいろいろ協議をさせていただいて、システム業者とも協議をした結果、3月31日までに改修が終わらないという申出もございました。

このことから、このシステム自体は3市2町、室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町、当町で共同運営しているところでございまして、その改修事業を案分して、西いぶり広域連合にお支払いすることとなっているところでございます。このことから、洞爺湖町は広域連合に支払うべき負担金について予算計上させていただき、またその額につきましては、全て翌年度に繰り越しをさせていただくというようなものでございます。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入です。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金で、66万4,000円の増額となっております。1節心身障害者福祉費補助金で、障がい者システム改修費に係る補助金の額でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

3款民生費1項社会福祉費3目心身障害者特別対策費で、147万8,000円の増額でございます。18節負担金補助及び交付金で、西いぶり広域連合負担金でシステム改修費の洞爺湖町分の負担を計上させていただいたところでございます。

13款1項1目予備費でございます。81万4,000円を減額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、発委第1号洞爺湖町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 薫君） それでは、発委第1号を読み上げて提案をいたします。

発委第1号、令和6年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出者、議会運営委員会委員長、千葉薫。

洞爺湖町議会委員会条例の一部改正について。

上記議案を別紙のとおり会議規則第9条第3項の規定により提出します。

提案理由でございます。

議会運営委員会の委員の定数を変更するため、本案を提出する。

洞爺湖町議会委員会条例の一部を改正する条例。

洞爺湖町議会委員会条例（平成18年洞爺湖町条例第154号）の一部を次のように改正する。

説明資料で説明をいたします。

1 ページの洞爺湖町議会委員会条例新旧対照表でございます。

改正内容であります。議会運営委員会の委員の定数を改正するものであります。

第5条第2項の議会運営委員会の定数「5人」を「6人」に改正するものであります。

また議案に戻っていただきまして、附則であります。この条例は公布の日から施行し、令和6年3月1日から適用するものであります。

以上、ご提案しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

本議案におきましては、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

これから、発委第1号洞爺湖町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号洞爺湖町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎選任第1号の上程、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、選任第1号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することとなっております。

お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第1号議会運営委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、意見書案第11号被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） それでは、読み上げさせていただきます。

意見書案第11号、令和6年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美、同じく五十嵐篤雄、同じく板垣正人、同じく越前谷邦夫、同じく石川邦子、同じく石川諭。

被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）。

2024年1月1日に発生した能登半島地震によって多くの方が犠牲になっています。2月20日段階で亡くなられた方は241人、避難者は1万2,463人、被害住宅は7万4,393棟と広範囲に多数の住宅が被害を受けるなど、被災者の生活再建に向けた支援は急務です。

1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに被災者生活再建支援法は創設されました。洞爺湖町においても、2000年有珠山噴火災害の際に支援を受けています。

国は、今回の能登半島地震の生活再建支援として、300万円を新たに上乗せすることを表明しましたが、復旧・復興の前進のためには更なる改善が求められています。

阪神・淡路大震災以降も、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震など日本国内では大規模な地震が発生し、近年は豪雨災害も相次いでいることを踏まえると、一刻も早く復旧・復興を前進させ、被災者の生活を再建するための制度の拡充が急がれます。

よって、政府に対し、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金を急ぎ、拡充し、能登半島地震で被害にあわれた住民の生活再建を支援するとともに、今後の災害への備えとするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年3月5日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第11号被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、意見書案第12号企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案第12号、令和6年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、今野幸子、賛成議員、小林真奈美、同じく石川諭。

企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）。

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金問題は、政治資金規正法違反の疑いによって現職の国会議員が逮捕されるなど、国民のなかに不信や憤りが広がる重大な問題となっている。

議員個人への企業・団体献金が禁止されているにもかかわらず、企業や団体によるパーティー券の購入が可能となっていることは、事実上の企業・団体献金の「抜け道」となっている。

そもそも営利目的である企業が政党や政治家に対して資金を提供することで、影響力を行使し、「カネ」の力で政治をゆがめることはあってはならない。徹底した真相解明と制度の改革がなければ、国民からの信頼は回復されない。

よって、政府においては、これまで繰り返されてきた「政治とカネ」の問題を根絶するためにも、企業・団体献金を全面的に禁止することや企業・団体による政治資金パーティー券の購入を禁止し、個人が購入する政治資金パーティー券の公開対象を5万円超とすることなど、企業・団体献金を全面禁止するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年3月5日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第12号企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）について、賛成をする立場で討論します。

意見書案には、政治においてはこれまで繰り返されてきた政治と金の問題を根絶するためにも企業・団体献金を全面的に禁止することや企業・団体による政治資金パーティー券の購

入を禁止し、個人が購入する政治資金パーティー等の公開対象を5万円超とすることなど、企業・団体献金を全面禁止するよう求めますとあります。

今開催されている国会は、30年ぶりの政治改革国会とも言われ、明日、参議院では政倫審の開催も予定されています。そもそも30年前にリクルート事件や東京佐川急便事件といった汚職で国民の政治不信が高まりました。そして当時、総選挙区の導入や政党交付金制度をつくり政治改革が行われましたが、しかし企業・団体献金の禁止と言いつつも、政党と政党支部への献金、企業・団体によるパーティー券購入を認めるという抜け穴があったことが今回発覚した問題にもつながっていると思います。しかも、参院選のときだけ裏金が増えた議員も明らかになっており、選挙のためにこれらのお金が使われていたのではないかという疑いもあります。

これらのことを根絶するためには、まずは政治の責任で事実を洗いざらいはっきりさせること、また証人喚問をはじめとして、真相を明らかにすることが大事だと思います。

なぜ企業・団体献金の全面禁止が必要か。それは、投票権を持たない企業が政治献金をするのは、国民の参政権を侵害するものだからです。政治資金規正法は、政治資金は、民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財としている意味を私たちは重く受けとめる必要があると思います。

日本国憲法は、国民主権を規定し、国民が国会議員を選び、国会は国権の最高機関と位置づけています。その際、多様な民意が正しく反映されることで国会は国民の代表機関たり得ます。お金の力で国会議員が選ばれたり、民意に反した政策が実現されたりすれば、議会制民主主義の破壊です。

私たち洞爺湖町議会議員としても、地方議会の一議員にすぎませんが、洞爺湖町民の代表として選ばれました。今回の問題を重く受け止め、地方からも声を上げていくことがとても重要だと思います。議員の皆さんのご賛同を心からお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第12号企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第12号企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）については、否決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。
本日は、これをもって散会いたします。

(午前10時43分)

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員